

○ 財務省告示第二百八十九号  
平成二十八年九月五日より告示に施行する。政府短期債券規則（平成十一年大蔵省行）

國庫短期財務証券大臣（第六百三十四回）

令二件等を次とのとおり告示する。

の法律発行の名称及び根拠記

の法律発行の名称及び根拠記

の法律発行の名称及び根拠記

四 発行方法

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十一年法律第十三年法律第七十五号。

る参て札發によく競争は受けけるも日本銀行の競争して行とし。の札わする。その規定

も加、と行「といふ（以下「札」）の規

の者財同にご務時よと大にうるに臣行。発応がわ行募各れ及へ限国るび価格競い入

に「価格」とする。そ規

下額市札格競い入

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 四 三 万 四 万 万 千 五 兆 円 円 八 千 五 百 百 五 百 八 百 四 十 円 十 二 三 億 億 三 七 千 千 四 百 百 八 七 十 十 二	額 万 額 面 円 面 金 金 額 額 で で 三 四 千 兆 八 五 百 百 八 十 九 億 億 円 二 千	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 別 発 行 参 一 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

九	十	十	十	口	イ	一	發	振替
十六	十五	十四	十三	十二				單位
払者	入場元償	償行争非者特國	入価發					
込期日	札所支金 参加	金還 額限	還入価・別債 期札格第參市	札格行行	競價	競價	競價	單位
平成二十八年九月五日	財務大臣から通知を受けた者	日額償当た平 本面還ただ成 銀金金るし二 行額をと、十八 百支き償八 円払は還年 にう、期十二 つ。そが二月 きの銀 百円	毛額格厘額 面金毛金 額以上百 百円の圓 につきぞれ つき百圓 百円の圓 六錢五 にに	平す額の振替 成るの記載 二。整數又は規 十八年記定の金 八年九月五日 月五日による振 年九月五日によ る最低額口座簿	の記録によ る振替法の規 定の金額は、最 低額口座簿と金	の記録によ る振替法の規 定の金額は、最 低額口座簿と金	の記録によ る振替法の規 定の金額は、最 低額口座簿と金	の記録によ る振替法の規 定の金額は、最 低額口座簿と金
		翌行五 営休日						
		業業 日日						
		にに						